

群馬県山岳連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟を群馬県山岳連盟といい、略称を群馬岳連という。(以下「この連盟」という。)

(事務所)

第2条 この連盟は、事務所を前橋市堀之下町494の2番地女屋等志方に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この連盟は、県内登山団体の連絡を密にして、各団体会員の親睦を図り、正しい登山を普及指導して、その健全な発展を図り、併せて登山を通じて県民体位の向上を図る。

(事業)

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 登山技術の指導、研究
- (2) 登山道徳の啓蒙普及
- (3) 山岳遭難の予防と遭難対策に関する企画及び指導
- (4) 県民登山体育大会及び国民体育大会山岳競技群馬県予選会の運営
- (5) 海外、国内登山の計画の指導及び実施
- (6) 関係機関との連絡
- (7) 山岳自然保護運動の推進
- (8) その他、目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この連盟の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 群馬県内の登山を目的とする団体で理事会の承認を受けた団体。ただし、理事会が特に必要と認めたその他の団体で総会の承認を受けた団体。
- (2) 特別会員 登山又はこの連盟運営についての学識経験者で、会長の申し出により理事会の承認を受けた個人。
- (3) 名誉会員 この連盟の目的達成のため多大の貢献をした者で、総会の議決によって推薦する者。
- (4) 個人会員 加盟団体に所属しない個人で、会長の承認を受けた者。

(会費)

第6条 この連盟の会費を次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額13,000円とその団体の会員1名について200円。
- (2) 個人会員 年額5,000円とする。
- (3) 既納の会費は如何なる理由があっても、これを返還しない。

(加盟方法)

第7条 この連盟に加盟しようとする者は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 所定の加盟申請書を提出して、理事会の承認を得た後加盟金10,000円と1年分会費を納入しなければならない。
- (2) 特別会員並びに名誉会員は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となり会費を納めることを要しない。
- (3) 個人会員 所定の加盟申込書を提出して、会長の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第8条 この連盟の会員は次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 団体である会員が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

- (4) 会費を3年間滞納したる者。
- (5) 死亡、若しくは失踪宣言を受けた者。
- (退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の1に該当するときは、理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) この連盟の会員としての義務に違反したとき。
- (2) この連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に反する行為のあったとき。

第4章 役員・評議員

第11条 この連盟は次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 若干名

理 事 若干名(内理事長1名、副理事長若干名、常任理事若干名、事務局長1名、事務局員若干名を含む)

監 事 2名

(役員を選出)

第12条 会長及び副会長は、理事会の推薦によって総会で選任し、就任と同時に理事となる。

2 理事は、正会員の団体から各1名及び特別会員の内から会長の推薦する者。理事長、副理事長、常任理事は理事会の互選による。

3 事務局長及び事務局員は会長が選任する。

4 監事は総会で選出する。

(会長、副会長の任務)

第13条 会長は、この連盟の業務を総理し、この連盟を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(理事長、副理事長、常任理事の任務)

第14条 理事長、副理事長及び常任理事は、会長及び副会長を補佐して、理事会及び総会の議決に基づき、この連盟の業務を処理する。

(事務局長及び事務局員の任務)

第15条 この連盟の事務を処理するため、事務局を設けて事務局長及び事務局員は、会長の命を受けてこの連盟の事務を処理する。

(理事の任務)

第16条 理事は理事会を組織して、この規約に定める他、この連盟の総会の権限に属した事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の任務)

第17条 監事は、この連盟の業務並びに会計を監査する。

(役員任期)

第18条 この連盟の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後であっても、後任者が就任するまでその業務を行わなければならない。

4 役員は、この連盟の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合は、理事会及び総会の決議により解任することができる。

(評議員)

第19条 この連盟は、正会員の団体から各2名以内の評議員を選出し、総会における議事を審議する。

2 評議員の任期は2年とする。

(顧問及び参与)

第20条 この連盟は、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の推挙により会長が委嘱する。

(専門委員会)

第 2 1 条 この連盟は理事会の決議を経て次の専門委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 遭難対策委員会
- (4) 登山指導委員会
- (5) 海外登山委員会
- (6) 競技委員会
- (7) 自然保護委員会
- (8) 事業委員会
- (9) 個人会員委員会
- (10) その他必要と認められた委員会

第 5 章 会議

(理事会)

第 2 2 条 毎年 2 回以上、理事長が召集する。

2 理事会の議長は理事長とする。

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(通常総会)

第 2 3 条 総会は理事及び評議員で構成し、毎年 1 回会計年度終了後 3 月以内に会長が召集する。

(臨時総会)

第 2 4 条 臨時総会は、会長、理事会、又は監事が必要と認められた時は、いつでも臨時に総会を開くことができる。

2 会長は、理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求された場合、その請求された日から 3 0 日以内に臨時総会を召集しなければならない。

(総会の議長)

第 2 5 条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議のつど出席者の互選で決める。

(総会の招集)

第 2 6 条 総会の招集は、少なくとも 1 0 日以前にその会議に付議すべき事項を日時並びに場所を記載した書面をもってする。

(総会に付議すべき事項)

第 2 7 条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 会長、副会長、監事の選任についての事項
- (4) その他理事会で必要と認められた事項

(総会の成立)

第 2 8 条 総会は、理事及び評議員の 3 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、該当事項について書面をもってあらかじめ意志表示した者は出席と見なす。

(総会の議決)

第 2 9 条 総会の議事は、この規約で特別に定める以外のものは、出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第 6 章 会計

(経費)

第 3 0 条 この連盟の経費は、会費、補助金、寄付金及び事業についての収入を以て充てる。

2 理事会の議決を経て寄付金その他を受け入れることができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

(収支決算)

第32条 この連盟の収支決算は会長が作成し、事業報告及び会員の異動状況書とともに監事の意見を付し、理事会の議を経て総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第33条 この連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 スポーツ仲裁

(スポーツ仲裁)

第34条 群馬県山岳連盟が開催する山岳競技またはその運営に関し行った決定事項に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第35条 この規約の変更は、理事会及び総会の4分の3以上の同意を得なければならない。

(運営細則)

第36条 この規約の運営についての細則は、理事会の議を経て別に定める。

付 則

この規約は、昭和63年7月10日から施行し、従前の規約は廃止する。

付 則

この規約は、平成6年6月12日から施行する。

(第1章第2条中「観光課」を「観光物産課」に改める。)

付 則

この規約は、平成7年5月20日から施行する。

(第4章第21条中にクライミング部を加える。)

付 則

この規約は、平成15年5月24日から施行する。

(第1章第2条中「前橋市大手町1丁目1番1号群馬県観光物産課内」を「前橋市堀之下町494番地2女屋等志方」に改める。)

付 則

この規約は、平成16年5月29日から施行する。

(「第7章規約の変更」を「第8章規約の変更」に改め、第35条を第36条とし、第34条を第35条とし、第6章の次に「第7章スポーツ仲裁」及び第34条を加える。)

この規約は、平成19年5月19日から施行する。

(「第21条中「専門部会」を「専門委員会」に、「総務部」を「総務委員会」に、「編集部」を「編集委員会」に、「遭難対策部」を「遭難対策委員会」に、「登山指導部」を「登山指導委員会」に、「海外登山部」を「海外登山委員会」に、「国体部」を「競技委員会」に、「自然保護部」を「自然保護委員会」に、「事業部」を、「事業委員会」に、「クライミング部」を「その他必要と認められた委員会」に改め、第10号「その他必要と認められた部会」を削る。)

この規約は、平成21年5月23日から施行する。

(個人会員の追加ほか関係箇所)